

平成 21 年版

海洋の状況及び海洋に関して講じた施策

内閣官房 総合海洋政策本部事務局

目次

はじめに	1
第1部 海洋の状況	2
1 トピックス ―海洋のこの1年―	2
2 特集 我が国における海洋政策推進体制の現状 ― 海洋基本法の成立を受けて ―	17
第2部 海洋に関して講じた施策	27
1 海洋資源の開発及び利用の推進	27
2 海洋環境の保全等	28
3 排他的経済水域等の開発等の推進	30
4 海上輸送の確保	31
5 海洋の安全の確保	33
6 海洋調査の推進	35
7 海洋科学技術に関する研究開発の推進等	36
8 海洋産業の振興及び国際競争力の強化	37
9 沿岸域の総合的管理	39
10 離島の保全等	40
11 国際的な連携の確保及び国際協力の推進	41
12 海洋に関する国民の理解の増進と人材育成	43
参考図表	45

はじめに

我が国の海洋政策の基本的方向性を示した「海洋基本法」が平成 19 年 4 月に成立し、本基本法に基づく「海洋基本計画」が平成 20 年 3 月に策定されました。

本書は、これらの法律等に基づき、政府が、毎年度、海洋の状況及び海洋に関して講じた施策について取りまとめ公表するためのものです。

本書の構成は、第 1 部として、①平成 20 年度の我が国の海洋に関する主な話題をトピックスとして取り上げるとともに、②特集として、「我が国における海洋政策推進体制の現状」について取りまとめ、また、第 2 部では、海洋に関して政府が平成 20 年度以降に講じた施策について取りまとめています。

本書により、我が国の海洋の状況等について国民の皆様のご理解が深まることを期待しています。

第 1 部 海洋の状況

1 トピックス ―海洋のこの 1 年―

平成20年度、我が国においては、様々な海洋に関する話題がありました。ここでは、その主なものをトピックスとして紹介します。

(1) 海洋基本計画の策定と、海洋に関する取組

平成20年3月に海洋基本計画が閣議決定されました。これにより、従来にも増して政府の海洋に関する取組が進んでいます。

ここでは、その中でも主なものを6つ取り上げます。

① 海上運送法及び船員法の一部を改正する法律の施行

我が国の貿易量の99.7%を担う外航海運では、日本船籍・外航日本人船員が極端に減少しているという現状があります。また、国内貨物輸送の約4割、産業基礎物資輸送の約8割を担う内航海運や、年間1億人が利用する国内旅客船については、人的基盤である内航船員の高齢化が著しく、10年後に約2割程度の船員不足が生じる恐れがあります。

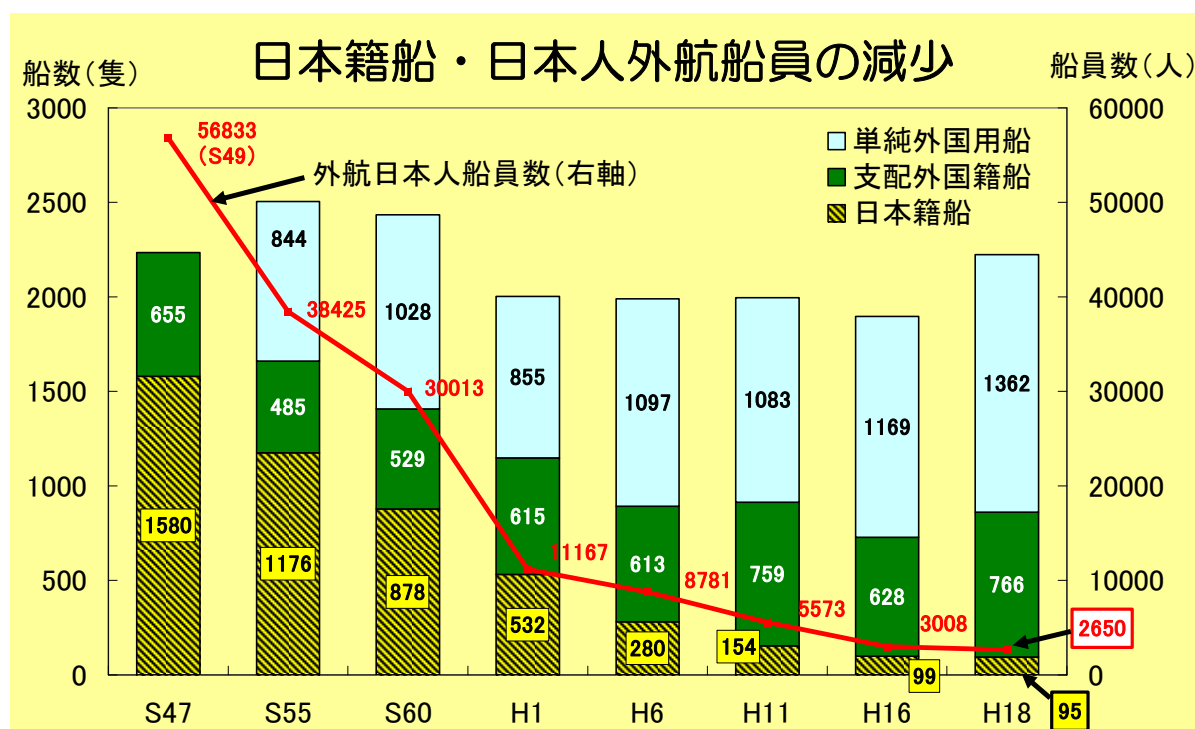
こうした海運業界の現況を踏まえ、安定的な海上輸送の確保を図るために必要な日本籍船の確保、船員の育成及び確保を図るため、トン数標準税制の導入等を内容とする「海上運送法及び船員法の一部を改正する法律案」が平成20年5月30日に成立し、同年7月17日に施行されました。

同法に基づき、国土交通大臣は、平成20年7月31日に基本方針を策定するとともに、日本船舶・船員確保計画の認定申請を行った外航船舶運航事業者10社に対して、平成21年3月24日に認定を行いました。



液化天然ガス運搬船 アル ジャスラ

(日本籍船) 資料提供：(社)日本船主協会



グラフ：日本籍船・日本人外航船員の減少

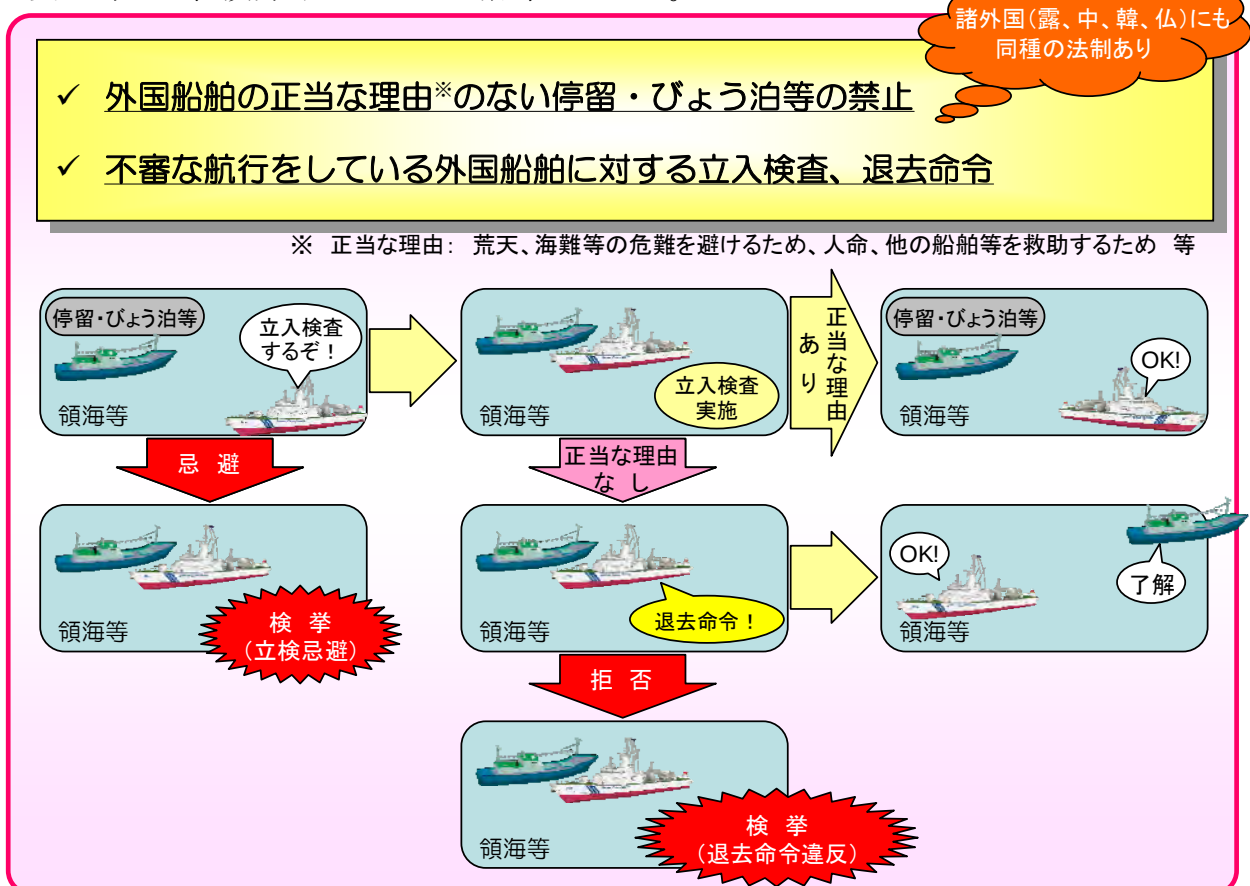
② 領海等における外国船舶の航行に関する法律の施行

四面環海の海洋国家である我が国では物資輸送の多くを海上輸送に依存しており、海洋の安全、特に領土に近接し、国際法上我が国の主権が及ぶ領海及び内水（以下「領海等」という。）の安全を確保することが我が国の安全の確保にとって重要となっています。

しかしながら、領海等における外国船舶の航行の秩序が十分に維持できておらず、海洋法に関する国際連合条約において許容されない不審な行動を領海等において行っている外国船舶が少なからず存在しており、このような外国船舶が関係している海難や犯罪の発生又はこれらの増加につながりかねない状況になっていました。

こうした状況を踏まえ、領海等の安全を確保するための法律として、平成20年7月1日に、「領海等における外国船舶の航行に関する法律」が施行されました。この法律により、領海等における外国船舶の航行は継続的かつ迅速に行わなければならない、我が国領海等における外国船舶の停留、びよう泊、係留、はいかい等を伴う航行や日本の港への出入りを目的としない内水の航行は原則として禁止されました。

海上保安庁では、平成20年7月1日から12月31日までの半年間で、我が国領海等において、停留等を行っていた79隻の外国船舶に対して同法に基づく立入検査を実施し、うち、再三の指導に従わなかった1隻に関しては同法に基づき領海外への退去を命じました。また、正当な理由がないのに停留等を行っていると認められた外国船舶113隻に対して、領海外への退去を指導しました。



図：領海等における外国船舶の航行に関する法律のイメージ

③ 海洋立国推進功労者表彰の設立、「海の日」記念式典・シンポジウムの開催

海洋基本法の成立及び海洋基本計画の策定に伴い、新たな海洋立国日本の実現を図るため、内閣総理大臣表彰として、「海洋立国推進功労者表彰」が設立されました。

この表彰は、科学技術、水産、海事、自然環境など海洋に関する幅広い分野における顕著な功績を挙げた個人・団体を表彰し、その功績を広く世にお知らせすることにより、国民の海洋に関する理解を深めていただくとするものです。



右上写真：第1回海洋立国推進功労表彰受賞者の方々

前列左より／井上氏（京都府立海洋高校）、栗林氏、小宮山選考委員長、冬柴大臣（当時）、小森氏、湯原氏
後列左より／水口氏（京都府立海洋高校）、青木氏、齊藤氏（象潟水産学級）、南崎氏、内田氏
（各氏の経歴、受賞内容については http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/kettei_h20.pdf を参照）

また、「海の日」を契機に青少年を中心として多くの国民に「海」の魅力や重要性を伝え、海への興味を持ってもらうために第1回「海の日」記念式典・シンポジウムが平成20年7月18日に行われました。

第1部では海洋立国推進功労者表彰が行われ、京都府立海洋高等学校等6名2団体が受賞しました。また、第2部のシンポジウムでは基調講演及び受賞者によるパネルディスカッションが行われました。



上写真：「海の日」シンポジウムの様子

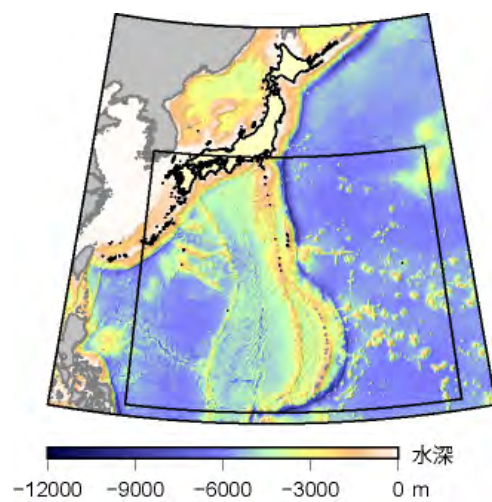
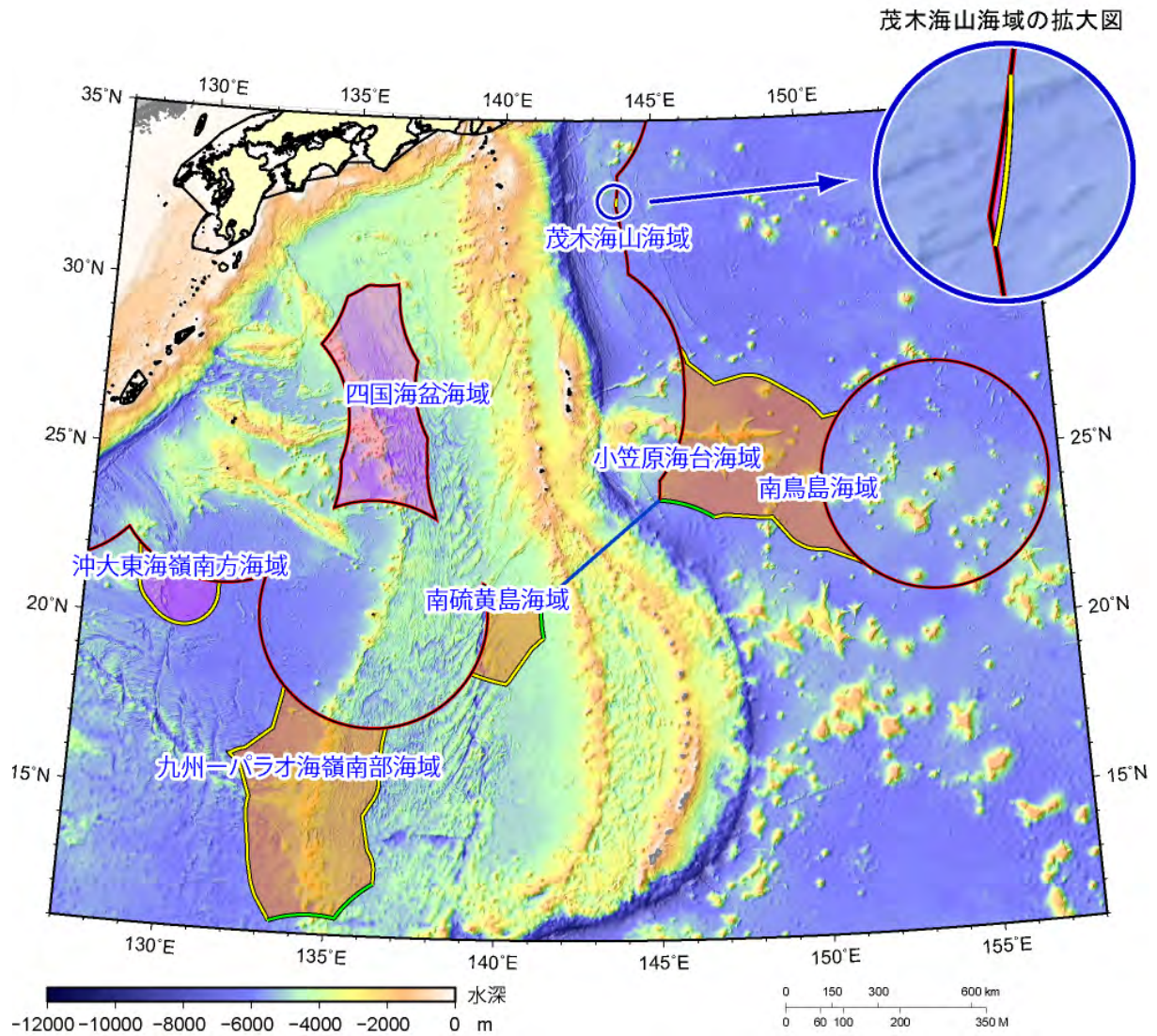
④ 延長大陸棚に関する情報を大陸棚の限界に関する委員会に提出

国連海洋法条約は、海洋資源の管轄海域として沿岸国の領海基線から200海里までの海底及びその下を「大陸棚」とし、海底が領土の自然の延長である場合には200海里を超えて大陸棚を設定できると規定しています。大陸棚においては、沿岸国は天然資源（海底及びその下の鉱物その他の非生物資源及び定着性生物）を探索し、開発する主権的権利を排他的に行使することが認められています。（なお、大陸棚の上の水域については、このような権利は及びません。）

200海里を超える大陸棚を設定しようとする場合、一定の期限までに地形等大陸棚の限界に関する情報を、同条約に基づき設置された「大陸棚の限界に関する委員会」（以下、「委員会」という。）に提出し、委員会の勧告に基づいて行う必要があります。

我が国では、平成14年6月に「大陸棚調査に関する関係省庁連絡会議」を内閣に、平成15年12月に「大陸棚調査対策室」を内閣官房に設置し、政府一体となった取組の体制を構築しました。平成16年8月に関係省庁連絡会議が「大陸棚画定に向けた基本方針」を決定し、これに基づき、内閣官房の総合調整の下、外務省、文部科学省、経済産業省、海上保安庁その他関係省庁が連携して、海域での調査、委員会に提出する情報の作成、国際情報の収集等を実施してきました。

海域での調査は平成20年6月に完了し、同年10月31日に開催された総合海洋政策本部会合において、我が国が委員会に提出する大陸棚の限界が決定されました。同年11月12日、大陸棚の限界に関する情報を委員会に提出し、平成21年3月25日、委員会の全体会合において、我が国の延長大陸棚に関する口頭説明を行いました。今後、委員会において、我が国の情報を審査する小委員会が設置され、専門的な審査が行われるため、今後とも関係省庁が緊密に連携・協力しながら対応していくことにしています。



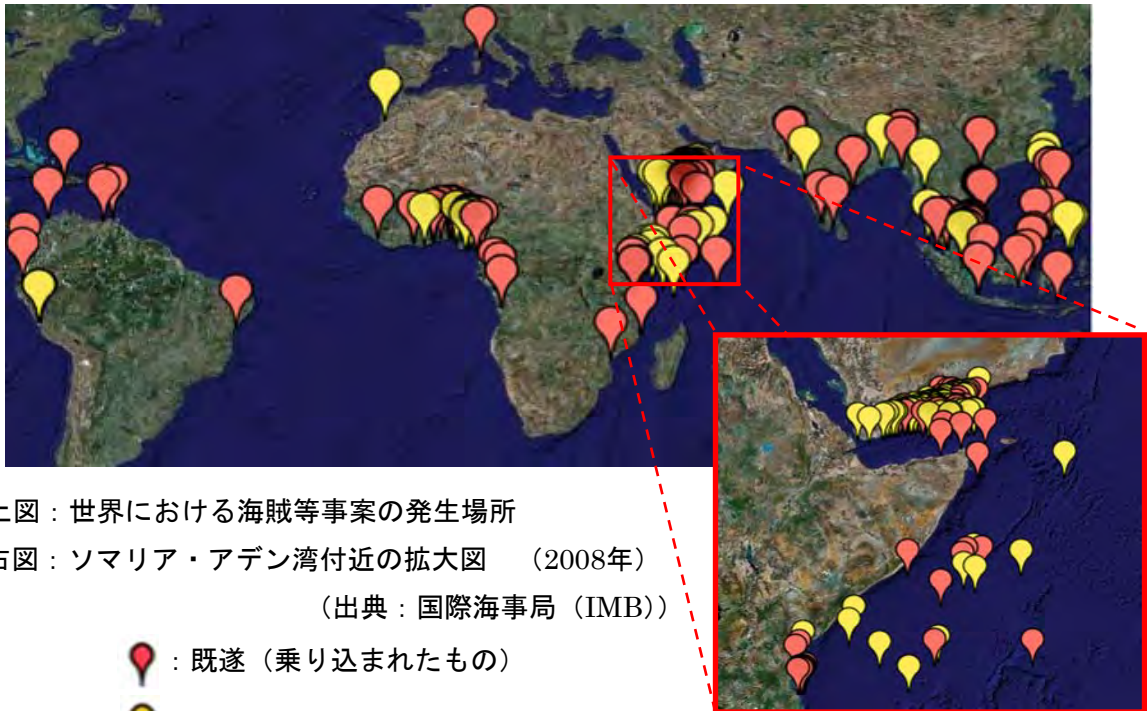
図：我が国が申請した大陸棚の限界

(ピンクおよびオレンジ色で示された部分が今回申請された海域。)

なお、オレンジ色で示す海域については相対国の延長された大陸棚と重なる可能性があるため、我が国と当該国の双方が、必要に応じて協議の上、延長された大陸棚の境界画定を行う必要があります。)

⑤ ソマリア周辺海域での海賊被害の増加とその対策

近年、世界の海上輸送路の要衝であるソマリア沖・アデン湾において海賊行為が急増・多発しており、国際社会全体にとって脅威となっていることから、国連安全保障理事会において平成20年度中に4度にわたりソマリア沖の海賊・武装強盗行為対策に関する決議が採択されました。我が国もこれら決議のうち3つの決議の共同提案国になっています。



上図：世界における海賊等事案の発生場所

右図：ソマリア・アデン湾付近の拡大図（2008年）

（出典：国際海事局（IMB））



：既遂（乗り込まれたもの）



：未遂（乗り込まれなかったもの）

公海上の海賊行為は、世界の海上貿易を阻害する悪質な犯罪であり、国連海洋法条約は、すべての加盟国に対し、海賊行為の抑止に協力することを求めています。海洋国家として貿易量の99.7%を外航海運に依存する我が国として、海賊行為に適切かつ効果的に対処するため、平成21年3月13日に、「海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律案」（海賊対処法案）を第171回国会に提出し、6月19日に成立しました。



（海上自衛官と同乗の海上保安官（手前））

一方、ソマリア沖の海賊事案の急増・多発が、我が国国民の生命及び財産並びに海上交通の深刻な脅威となっている現状にかんがみ、当面の応急措置として、平成21年3月13日に内閣総理大臣の承認を得て、防衛大臣が、自衛隊法第82条に基づく海上における警備行動を発令して、「さざなみ」、「さみだれ」の護衛艦2隻をソマリア沖・アデン湾に派遣し、3月30日から日本関係船舶の護衛活動を開始しました。護衛艦には海上保安官が同乗し、海賊の逮捕、取調べといった司法警察業務に的確に対処していくことにしています。また、広大なアデン湾において日本関係船舶の護衛を効果的に行うため、P-3C哨戒機2機をジブチ共和国に派遣し、6月11日から警戒監視等の活動を開始しました。



写真：P-3C哨戒機（防衛省提供）

7月24日の前記、海賊対処法施行後には、我が国関係船舶のみならずすべての船舶を保護の対象として、海賊行為に適切かつ効果的な対処が可能となり、また、海上における公共の秩序維持に、我が国として一層の貢献をすることが可能となります。



写真：護衛艦「さざなみ」（右端）と「さみだれ」（左端）（防衛省提供）
（中央は、艦載の哨戒ヘリコプターと2隻の特別機動船）

⑥ 海洋エネルギー・鉱物資源開発計画の策定

天然資源の少ない我が国にとって、他国の資源政策の影響を受けない安定的な供給源として、我が国の領海・排他的経済水域・大陸棚に賦存する石油・天然ガスやメタンハイドレート等の資源が注目されるようになりました。

これら海洋における資源の探鉱・開発を積極的に推進していくため、平成21年3月24日に、総合海洋政策本部において「海洋エネルギー・鉱物資源開発計画」が了承されました。

本開発計画は、メタンハイドレート及び海底熱水鉱床の実用化に向けた探査・技術開発等に係る道筋・スケジュール等を示したほか、平成20年2月に導入した資源エネルギー庁の三次元物理探査船「資源」を有効活用し、我が国周辺の石油・天然ガスの探査等を進めることなどを内容としています。

本計画にしたがって、関係省庁等の政府関係機関及び民間企業が一体となって海洋資源の開発を強力に推進していくことにしています。

我が国の海洋におけるエネルギー・鉱物資源の概要

	メタンハイドレート	海底熱水鉱床	石油・天然ガス
説明	低温高圧の条件下で、水分子がメタン分子に取り込まれた氷状の物質	海底から噴出する熱水に含まれる金属成分が沈殿してできた鉱床	生物起源の有機物が厚く積もった海底の堆積岩中に賦存
含有するエネルギー・鉱物資源	メタンガス（天然ガス）	銅、鉛、亜鉛、金、銀やゲルマニウム、ガリウム等レアメタル	石油、天然ガス
分布する水深	水深1,000m以深の海底下約数百m	500m～3,000m	水深数百m～2000m程度（探掘可能範囲）の海底下数千m
写真			
賦存・分布場所	南海トラフに相当量が賦存。	沖縄近海や伊豆・小笠原海域に賦存。	我が国EEZに石油・天然ガスの賦存が見込まれる堆積盆が分布。新潟沿岸の浅海において、石油や天然ガスの生産を実施。

表：海洋エネルギー・鉱物資源開発計画に取り上げられた資源

（各資源の開発計画等は http://www.kantei.go.jp/jp/singi/kaiyou/CS/ene_kou.html を参照）